令和元年

渡島西部広域事務組合議会

第1回臨時会 会議録

令和元年7月30日 開会 令和元年7月30日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、 は、初校しか出来ませんでした たします。			
	渡島西部広域事務組合	à 議会議長 溝部	部 幸基

目 次

令和元年7月30日(火曜日)第1号

- ○議事日程及び会議に付した事件
- ○出席議員
- ○欠席議員
- ○出席説明員
- ○欠席説明員
- ○職務のため議場に出席した議会事務局職員
- ○開会 · 開議宣告
- ○新議員紹介·挨拶
- ○異動職員の紹介・挨拶
- ○議事日程
- ○管理者の挨拶
- ○日程第1 仮議席の指定
- ○日程第2 会議録署名議員の指名
- ○日程第3 会期の決定
- ○日程第4 選挙第1号 副議長の選挙
- ○日程第5 議席の指定
- ○日程第6 諸般の報告
- ○日程第7 管理者の行政報告
- ○日程第8 報告第1号 専決処分した事件の報告について
- ○日程第9 報告第2号 専決処分した事件の報告について
- ○日程第10 報告第3号 専決処分した事件の報告について
- ○日程第11 議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- ○日程第12 議案第2号 渡島西部広域事務組合消防手数料条例の一部改正について
- ○日程第13 議案第3号 渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部改正について
- ○日程第14 議案第4号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について
- ○日程第15 議案第5号 令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第1号)
- ○日程第16 議案第6号 財産(松前消防署消防作業車)の取得について
- ○日程第17 議案第7号 財産(木古内消防署高規格救急自動車艤装・資機材)の取得に ついて
- ○閉会の議決
- ○閉会宣告

提出案件及び議決結果表

議案 番号	件名	議決等 月 日	議決結果
1	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	7月30日	原案可決
2	渡島西部広域事務組合消防手数料条例の一部改正について	7月30日	原案可決
3	渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部改正について	7月30日	原案可決
4	渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について	7月30日	原案可決
5	令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第 1 号)	7月30日	原案可決
6	 財産(松前消防署消防作業車)の取得について 	7月30日	原案可決
7	財産(木古内消防署高規格救急自動車艤装・資機材)の取得 について	7月30日	原案可決
報告1	専決処分した事件の報告について (北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更)	7月30日	原案承認
報告2	専決処分した事件の報告について (北海道市町村総合事務組合規約の変更)	7月30日	原案承認
報告3	専決処分した事件の報告について (北海道市町村職員退職手当組合規約の変更)	7月30日	原案承認

令和元年 第1回 臨時会 令和元年7月30日(金曜日)第1号

◎議事日程及び会議に付した事件

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 選挙第1号 副議長の選挙
- 日程第5 議席の指定
- 日程第6 諸般の報告
- 日程第7 管理者の行政報告
- 日程第8 報告第1号 専決処分した事件の報告について
- 日程第9 報告第2号 専決処分した事件の報告について
- 日程第10 報告第3号 専決処分した事件の報告について
- 日程第11 議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第2号 渡島西部広域事務組合消防手数料条例の一部改正について
- 日程第13 議案第3号 渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部改正について
- 日程第14 議案第4号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について
- 日程第15 議案第5号 令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第6号 財産(松前消防署消防作業車)の取得について
- 日程第17 議案第7号 財産(木古内消防署高規格救急自動車艤装・資機材)の取得に ついて

◎出席議員(12名)

議長	12番	溝部	幸基	(福島町)	副議長	11番	又地	信也	(木古内町)
	1番	佐藤	孝男	(福島町)		2番	沼山	雄平	(松前町)
	3番	手塚	昌宏	(木古内町)		4番	吉田	裕幸	(木古内町)
	5番	成澤	五郎	(知内町)		6番	花田	勇	(福島町)
	7番	谷口	康之	(知内町)		8番	堺	繁光	(松前町)
	9番	伊藤	政博	(知内町)		10番	伊藤	幸司	(松前町)

◎欠席議員(なし)

◎出席説明員(17名)

参 与	石山	英雄	参	与	西山	和夫	参	与	大森	伊佐緒	
幹 事	大野	樹	幹	事	大野	泰					
監査委員	本庄屋	量 誠	会計管	理者	西田	啓晃	事務	司長	小鹿	浩二	
衛生センター長	佐藤	和利	消队	5 長	鍋谷	悟	松前消	防署長	可香	靖	
福島消防署長	中島	昌彦	知内消	防署長	野戸	英二	木古内消	防署長	伊藤	則幸	
消防太部主詮	岩上	健作									

壽

◎欠席説明員(1名)

幹 事 若佐 智弘

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員(3名)

管 理 者 鳴海 清春 副管理者 髙木

書 記 梅岡 忍 書 記 舘政ななみ 書 記 笹森 涼

◎開会・開議宣告

○議長 (溝部幸基)

本日は、出席ご苦労様です。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しており、会議は成立いたしましたので、令和元年第1回臨時会を開会いたします。

◎新議員の紹介・挨拶

日程に入る前に、先般行われました松前町及び木古内町、両町議会議員の選挙後の各議会において、当組合議員が選出されております。

まず、各議員を紹介し、申し出がありますので挨拶を行います。最初に松前町議会 伊藤幸司議員。

○仮11番(伊藤幸司)

どうも、おはようございます。またこの席に座ることになりましたので、どうぞ一つよろしくお願いいたします。

○議長 (溝部幸基)

次に、同じく 堺 繁光 議員。

○仮8番(堺 繁光)

おはようございます。再びここ皆様のお顔を見ながら、議会を進めていける立場になりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長 (溝部幸基)

次に、同じく 沼山 雄平 議員。

○仮2番(沼山雄平)

松前町の沼山雄平といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 (溝部幸基)

次に、木古内町議会 又地 信也 議員。

○仮11番(又地信也)

おはようございます。再び、戻ってこれるようになりました。又地でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 (溝部幸基)

次に、同じく 手塚 昌宏 議員。

○仮3番(手塚昌宏)

手塚です。4年間お世話になりました。また、これから一緒にやっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(溝部幸基)

最後に、同じく 吉田 裕幸 議員。

○仮4番(吉田裕幸)

木古内町議会、吉田裕幸です。 5 期やっておりますが、渡島西部広域事務組合議会は初めてですので、皆様よろしくお願いいたします。

◎異動職員の紹介・挨拶

○議長 (溝部幸基)

以上で、新議員の紹介並びに挨拶を終わります。次に、4月1日付の人事異動により、各所属署長に異動がありましたので、申し出により、新所属長の紹介を、髙木 壽副管理者より行います。高木 副管理者。

○副管理者(髙木 壽)

おはようございます。副管理者の髙木でございます。よろしくお願いいたします。それでは4月1日付で異動となりました、各所属長2名をご紹介させていただきます。事務局長の小鹿浩二君でございます。

○事務局長(小鹿浩二)

おはようございます。4月1日より福島町からの派遣によりまして、事務局長を拝命することとなりました小鹿でございます。広域事務組合は初めての勤務となりますが、西部4町とも連絡を密にしながら、消防、衛生業務の一層の向上に努めて参りたいと思います。前任者同様、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

○副管理者(髙木 壽)

続きまして、衛生センター長の佐藤和利君でございます。

○衛生センター長(佐藤和利)

おはようございます。4月1日の人事異動に伴いまして、福島町から派遣となりました衛生センター長を拝命いたしました佐藤でございます。構成4町のし尿及びごみ処理の業務を担当することになりましたので、これからどうぞよろしくお願いいたします。

○副管理者(髙木 壽)

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 (溝部幸基)

以上で、新所属長の紹介並びに挨拶を終わります。

◎議事日程

○議長 (溝部幸基)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎管理者の挨拶

○議長 (溝部幸基)

次に申し出がありますので、管理者の挨拶を行います。鳴海清春管理者。

○管理者(鳴海清春)

あらためまして、おはようございます。令和元年第1回臨時会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様方には、第1回臨時会にご出席を頂き、誠に有難うございます。また、只今ありましたとおり、4月、6月の選挙において、当選されました、木古内町及び松前町の両議員の皆様には、心から当選のお祝いを申し上げたいと思ってございます。

さて、令和の新たな時代がスタートし、早や3か月が経過しようとしてございます。東京の方では 梅雨明け宣言もされ、北海道もようやく夏らしい日差しが今週から戻ってくるような気がしてござい ますけれども、今年も日本列島は7月としては記録的な低温が続くなど、初夏を感じさせない異例の 天候が続いてございます。

また、九州方面を中心に6月の長雨による土砂災害などが各地で発生してございます。さらに7月 18日には、京都市伏見区において、放火による火災が発生し、多くの尊い命が犠牲になられてござ います。あらためて犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、二度とこのような参 事が繰り返されることのないよう、願うものであります。

令和の時代が、人々が美しく心を寄せ合う中で、日本古来の伝統文化が育まれ、人々が穏やかで豊かに暮らせる時代となることを強く願うものであります。

それでは、今般の定例会に提案申し上げております案件についてですが、条例改正が4件、令和元年度一般会計補正予算が1件、財産の取得に係る議決事項が2件、関係機関の規約変更を専決処分した事件の報告が3件の、計10件の議案審議をお願いするものでございます。なお、補正予算につきましては、人事異動や新採用職員が確定したことによる人件費の精査や、消費税率引き上げに伴う各種手数料等の精査が主なものとなっております。

なお、議案の内容につきましては、担当者から詳しく説明をいたしますので、ご審議のうえ議決賜りますよう、お願い申し上げまして、開催にあたっての挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長 (溝部幸基)

管理者の挨拶を、終わります。

◎仮議席の指定

○議長 (溝部幸基)

日程第1 仮議席の指定を行います。仮議席は、只今ご着席の議席といたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長 (溝部幸基)

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は規定に基づき、仮議席10番 伊藤幸司議員、仮議席11番 又地信也議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長 (溝部幸基)

日程第3 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「意義なし」の声あり)

○議長 (溝部幸基)

ご異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長 (溝部幸基)

日程第4 選挙第1号、副議長の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「意義なし」の声あり)

ご異議なしと認め、指名推薦することに決定いたしました。

お諮りいたします。指名につきましては、議長が行うこととして、ご異議ございませんか。

(「意義なし」の声あり)

ご異議なしと認め、議長において指名とすることに決定いたしました。

それでは、副議長に又地信也議員を指名いたします。

お諮りいたします。只今、議長が指名しました、又地信也議員を副議長の当選人とすることにご異 議ございませんか。

(「意義なし」の声あり)

ご異議なしと認め、又地信也議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました、又地信也議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。只今、副議長に当選されました又地議員より、発言が求められておりますので、これを許します。又地信也議員。

○副議長 (又地信也)

只今、副議長に選任していただき誠に有難うございます。渡島西部広域事務組合の益々の発展を願いながら議長の補佐役として頑張ってまいりたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長 (溝部幸基)

副議長の挨拶が終わりました。

◎議席の指定

○議長 (溝部幸基)

日程第5 議席の指定を行います。

今回新たに選出された議員及び副議長の議席に関しては、沼山雄平議員を2番、手塚昌宏議員を3番、吉田裕幸議員を4番、堺 繁光議員を8番、伊藤幸司議員を10番、又地信也議員を11番の席順に指定致します。

◎諸般の報告

○議長 (溝部幸基)

日程第6 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、皆様に配付のとおりですので、ご了承願います。

◎管理者の行政報告

○議長 (溝部幸基)

日程第7 管理者より申し出がありますので、行政報告を行います。鳴海清春管理者。

○管理者(鳴海清春)

令和元年渡島西部広域事務組合議会第1回臨時会の開催にあたり、平成31年第1回定例会以降の 行政報告を申し上げます。

1 消防関係について。まず1点目の火災の発生状況について

5月21日に、知内町森越地区において、3階建て事務所の一部を焼損する火災が発生しましたが、人的被害はありませんでした。また、同地区において、7月13日には、2階建て一般住宅の内部を焼損する火災が発生し、女性1名の尊い命が失われております。更に、6月19日には、福島町福島地区において、2階建て一般住宅を全焼する火災が発生し、男性1名の尊い命が失われております。改めて、お亡くなられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。なお、これらの火災を踏まえて、消防本部を通じて各消防署に対して、防災無線などによる火災予防啓発の強化を図るとともに、署員による管内巡視の徹底をするよう指示してございます。

2点目の災害時における協定の締結について。

7月9日に、南北海道生コンクリート協同組合との間に「災害時における消火用水等の供給に関する協定」を締結してございます。なお、この協定は、平成28年度に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災を教訓に、組合管内で同様な火災が発生した際に、コンクリートミキサー車による水の供給を受けて、迅速な消火活動を行うことを目的としているものでございます。

3点目の消防団員に対する報酬及び費用弁償の直接支給について。

消防団員の報酬及び費用弁償については、これまで慣行的に本人の意思確認がされないまま、消防団会計へ一括支給され、消防団の維持費などに使われていたなど、その支給方法が全国的にも問題となっております。当組合では、消防団員からの申請により、団会計へ一括支給しておりましたが、この度の総務省消防庁の通達に基づき、支給方法を見直し、本年9月1日より消防団員本人へ直接支給することとしたところであります。

4点目の J A共済連北海道本部寄贈による木古内消防署高規格救急自動車について。

交通事故対策の一環として、JA共済連北海道本部から木古内消防署に対し、高規格救急自動車の 寄贈が決定しております。なお、寄贈後に当該年度予算で艤装を施し、様々な救急資機材を搭載し、 来年3月に納車予定となっております。

5点目の消防車両の総重量超過について。

恵庭市消防本部での消防車両の過積載事案を受け、当組合の全消防車両の計量を実施した結果、27台に重量超過が判明したところであります。直ちに、北海道運輸局函館運輸支局と協議を進め、車検証記載事項の変更等を実施し、是正措置を完了しております。このような事態になったことについて、4月17日に消防長より、各消防署長に対し厳重に注意するとともに、今後の車両導入に際しては、資機材の重量を十分把握し、適正な車両の維持管理に努めるよう指示したところであります。

6点目の第48回全国消防救助技術大会への出場について。

7月20日に、札幌市で開催されました「第48回全道消防救助技術訓練指導会・ほふくの部」において、知内消防署が見事優秀な成績を収め、8月25日に岡山市で開催される「第48回全国消防救助技術大会」に出場することとなりました。なお、派遣に要する知内消防署員の経費を本議会に補正計上しておりますので、ご理解をお願いいたします。

他の行事等につきましては、諸般の報告に整理しておりますので、後ほどご参照していただきたい と思います。

以上で、行政報告を終わります。

○議長 (溝部幸基)

行政報告を、終わります。

◎報告第1号 専決処分した事件の報告について(北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更)

○議長 (溝部幸基)

日程第8 報告第1号 専決処分した事件の報告について(北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更)の報告についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

小鹿 浩二 事務局長。

○事務局長 (小鹿浩二)

それでは、お手元にナンバー1議案とナンバー2の説明資料をご用意願います。

それでは、最初にナンバー1議案の33ページをお願いいたします。

報告第1号 専決処分した事件の報告について。別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告する。

令和元年7月30日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、34ページをお願い致します。

専決処分書。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和元年5月17日 渡島西部広域事務組合管理者。35ページが一部を変更する規約でございます。内容を説明しますので、ナンバー2の説明資料の14ページを、お開き願います。

今回の専決処分でありますが、報告1号からこの後の第3号までは、各構成町において、すでに議決されておりますが、各組合の規約変更報告期限が6月28日までのため、5月17日付で管理者による専決処分を実施したところであります。

- 1 変更の理由についてですが、北海道町村議会議員公務災害補償等組合を構成する一部の4団体が解散し、当該組合から脱退したことに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するものであります。
- 2 団体毎の変更内容及び理由ですが、解散した4団体は、平成31年3月31日をもって「池北 (ちほく)三町行政事務組合」、「日高地区交通安全災害共済組合」、「北空知葬斎組合」が、平成 30年3月31日をもって、「十勝環境複合事務組合」であります。
- 3の変更の内容についてですが、別表第1のそれぞれの団体を新旧対照表のとおり、削除するものであります。
 - 4 施行期日について
 - この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行致します。 以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりましたが、特に確認したい事項等はございますか。 (「なし」という声あり)

以上で、報告第1号を終わります。

◎報告第2号 専決処分した事件の報告について(北海道市町村総合事務組合規約の変更)

○議長 (溝部幸基)

日程第9 報告第2号 専決処分した事件の報告について(北海道市町村総合事務組合規約の変

更)を、議題と致します。提案理由の説明を求めます。

小鹿 浩二 事務局長。

○事務局長(小鹿浩二)

議案の37ページをお開き願います。

報告第2号 専決処分した事件の報告について。別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 179条第3項の規定により報告する。令和元年7月30日提出、渡島西部広域事務組合管理者。38ページを、お願いします。

専決処分書。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和元年5月17日 渡島西部広域事務組合管理者。39ページが一部を変更する規約でございます。内容を説明しますので、議案説明資料の15ページを、お開き願います。

- 1 変更の理由についてですが、北海道市町村総合事務組合を構成する一部の3団体が解散し、当該組合から脱退したことに伴い、北海道市町村総合事務組合規約を変更するものであります。
- 2 団体毎の変更内容及び理由ですが、解散した3団体は、平成31年3月31日をもって「北空知葬斎組合」、「日高地区交通安全災害共済組合」、池北(ちほく)三町行政事務組合」であります。 3の変更の内容についてですが、別表のそれぞれの団体を新旧対照表のとおり、削除するものであります。
 - 4 施行期日について

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行致します。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりましたが、特に確認したい事項等はございますか。 (「なし」という声あり)

以上で、報告第2号を終わります。

◎報告第3号 専決処分した事件の報告について(北海道市町村職員退職手当組合規約の変更)

○議長(溝部幸基)

日程第10 報告第3号 専決処分した事件の報告について(北海道市町村職員退職手当組合規約の変更)を、議題と致します。提案理由の説明を求めます。

小鹿 浩二 事務局長。

○事務局長(小鹿浩二)

議案の41ページをお開き願います。報告第3号 専決処分した事件の報告について。

別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告する。令和元年7月30日提出、渡島西部広域事務組合管理者。42ページを、お願いします。

専決処分書。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和元年5月17日 渡島西部広域事務組合管理者。43ページが一部を変更する規約でございます。内容を説明しますので、議案説明資料の17ページを、お開き願います。

- 1 変更の理由についてですが、北海道市町村職員退職手当組合を構成する一部の3団体が解散し、当該組合から脱退したことに伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するものであります。
- 2 団体毎の変更内容及び理由ですが、 解散した3団体は、平成31年3月31日をもって「北空知葬斎組合」、「日高地区交通安全災害共済組合」、池北(ちほく)三町行政事務組合」であります。
- 3の変更の内容についてですが、別表のそれぞれの団体を新旧対照表のとおり、削除するものであります。
- 4 施行期日について。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行致します。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりましたが、特に確認したい事項等はございますか。 (「なし」という声あり)

以上で、報告第3号を終わります。

◎議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長 (溝部幸基)

日程第11 議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを、議題と致します。提案理由の説明を求めます。

小鹿 浩二 事務局長。

○事務局長 (小鹿浩二)

それでは、議案の1ページをお開きください。

議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年7月30日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

改正の内容について、説明いたしますので、説明資料の1ページをお開き願います。

- 1 提案の理由についてですが、国の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成30年7月6日に公布され、平成31年4月1日より施行されたことに伴い、人事院規則の一部改正があり、時間外勤務命令の上限を定める措置がされたところであります。この人事院規則の改正に伴い、総務省から地方公務員においても同様の改正をするよう通知があり、国の改正内容に準じて、条例の一部を改正するものであります。
- 2 改正の内容についてですが、条例第7条では、正規の勤務時間以外の時間における勤務を規定しており、第3項として「前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。」を追加し、次の事項を規則に委任するものであります。上限時間については、(1) 他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員は、月100時間未満、年720時間。(2) (1)以外の場合で、月45時間 年360時間。(3) 特例として、大規模な災害等、やむを得ない場合。(4) 上限を超えた場合には、超過勤務を命ずることが公務上の運営上、真にやむを得なかったのか、事後的な検証を実施することとなっております。

3の施行日についてですが、公布の日から施行するものとします。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

(「なし」という声あり)

質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

(「なし」という声あり)

討論なしと認め、討論を終わります。採決を行います。お諮り致します。

議案第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員であり、議案第1号は可決致しました。

◎議案第2号 渡島西部広域事務組合消防手数料条例の一部改正について

○議長 (溝部幸基)

日程第12 議案第2号 渡島西部広域事務組合消防手数料条例の一部改正についてを、議題と致します。提案理由の説明を求めます。

鍋谷悟消防長。

○消防長(鍋谷 悟)

それでは、議案の3ページをお願いいたします。議案第2号「渡島西部広域事務組合消防手数料条例の一部改正について」。渡島西部広域事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年7月30日提出、渡島西部広域事務組合管理者。それでは、議案第2号の説明を致します。説明資料の2ページをお願いします。

提案の理由ですが、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」が本年5月24日に公布され、10月1日より消防法における貯蔵所の設置に関する審査手数料が改正されることとなり、当組合の消防手数料が、この政令を準用していることから、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容については、10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の税率引上げによる影響で増額となる、別表の3件について改定を行うものでございます。

この改正に伴い該当となる当組合の施設は、北海道電力株式会社知内発電所が所有する6基の特定 屋外タンク貯蔵所であります。いずれも危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の施設でございます。

今年度に検査を予定しているタンクは2基ございますが、本条の適用規定は「設置の許可申請に対する審査」のうち、新規の審査に対して行われるものであり、予定する2基の検査には該当しないことから、今年度における消防手数料への影響はございません。

なお、この条例は令和元年10月1日からの施行です。以上消防手数料条例の一部改正について説明させて頂きました。

ご審議のほど宜しくお願い致します。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

(「なし」という声あり)

討論なしと認め、討論を終わります。採決を行います。

お諮り致します。議案第2号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員であり、議案第2号は可決致しました。

◎議案第3号 渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部改正について

○議長 (溝部幸基)

日程第13 議案第3号 渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部改正についてを、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤 和利 衛生センター長。

○衛生センター長(佐藤 和利)

それでは議案第3号の説明をいたしますので、ナンバー1の臨時会議案5ページをお願い致します。議案第3号 渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部改正について。渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年7月30日提出。渡島西部広域事務組合管理者。内容についてご説明致しますので、ナンバー2の説明資料の3ページをお開き下さい。議案第3号関係、渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部改正について。

1の提案の理由について。平成28年11月28日に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」の施行により、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることに伴い、し尿、浄化槽汚泥及びごみ処理に関し徴収する手数料について改定を行うため、条例の一部を改正するものであります。

2の改正内容について。現在、し尿収集及びごみ処理に係る経費、業務委託料及び消耗品費などには、消費税が間接的に反映されていることなどを踏まえ、別表1及び別表2の料金に消費税増税相当分を上乗せするものでございます。(1)の別表1のし尿収集手数料料金表をご覧ください。200 リッターまでの基本料は改正前1,080円から改正後1,100円で消費税増税相当分2%の20円が増額となっております。20リッター毎の加算額は、108円から110円で2円の増額、特別加算額の汲み取りホース延長分は、216円から220円で4円の増額、仮設トイレは、3,240円から3,300円で60円の増額となります。(2)の別表2 し尿、浄化槽汚泥及びごみ処理手数料料金表をご覧ください。し尿処理手数料は、改正前108円から改正後110円で消費税増税相当分2%の2円が増額となります。浄化槽汚泥手数料は、48円から49円で1円の増額、ごみ処理手数料は、52円から53円で1円の増額となります。(3)条例改正による影響額についてでございます。今回の条例改正に伴い、10月から改定となる料金で積算した結果、し尿収集手数料は90万円の増額となります。し尿処理手数料は、現状では衛生センターに個人からの直接搬入がございませんので、こちらはゼロでございます。浄化槽汚泥処理手数料は、8万7千円の増額、ごみ処理手数料が3万3千円の増額、手数料合計で102万円の増額となりますので、関係予算につきましては、本議会の補正計上しております。

3の施行期日につきましては、令和元年10月1日から施行いたします。

以上で議案第3号の説明を終わりますので、よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

(「なし」という声あり)

質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

(「なし」という声あり)

討論なしと認め、討論を終わります。採決を行います。

お諮り致します。議案第3号を決することに賛成の方は起立を願います。

(替成者起立)

起立全員であり、議案第3号は可決致しました。

◎議案第4号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について

○議長 (溝部幸基)

日程第14 議案第4号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正についてを、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷悟消防長。

○消防長(鍋谷 悟)

それでは、議案第4号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正についてご説明致します。 議案の7ページでございます。渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のよう に定める。令和元年7月30日提出、渡島西部広域事務組合管理者。説明書の4ページをお願い致し ます。

提案の理由について、国において不正競争防止法等の一部を改正する法律が、平成30年5月30日に、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成31年2月28日にそれぞれ公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、第一点が条例第19条第1項において日本工業規格と記載があるもの を、日本産業規格に改めるものでございます。これは工業標準化法の一部改正によって日本工業規格 を日本産業規格に改めたことによるものでございます。

第二点、第32条の5において、住宅用防災警報機器等の設置の免除に関するものでございます。 1号中、作業時間が60秒以内を種別が1種に改め、6号を7号とし、6号に住宅用防災警報機等の 設置をしないことができる場合として、当該技術上の基準の例により特定小規模施設用自動火災報知 設備を設置した時

の条文を追加するものでございます。

なお、施行期日は公布日からの施行であり、日本工業規格から日本産業規格への名称変更については、令和元年7月1日からの適用でございます。

以上、火災予防条例の一部改正についてご説明させて頂きました。ご審議のほど宜しくお願い致します。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

(「なし」という声あり)

質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

(「なし」という声あり)

討論なしと認め、討論を終わります。採決を行います。

お諮り致します。議案第4号を決することに賛成の方は起立を願います。 (賛成者起立)

起立全員であり、議案第4号は可決致しました。

◎議案第5号 令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第1号)

○議長 (溝部幸基)

日程第15 議案第5号 令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第1号)を、議題と致します。提案理由の説明を求めます。

小鹿 浩二 事務局長。

○事務局長 (小鹿浩二)

それでは、議案の9ページをお開き下さい。

議案第5号 令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第1号。

令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、110万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,027万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年7月30日提出 渡島西部広域事務組合管理者。今回の補正予算の主な理由は、4月1日の職員異動に伴う、給料及び各種手当の増減、共済費においては、共済組合の負担金率の確定に伴うものであります。それでは内容について説明させていただきます。まずは、歳出から説明いたしますので、説明資料の7ページをお開き願います。補正予算につきましては、この説明資料で説明させていただきます。説明につきましては、節の額が10万円以上のものを中心に、説明いたします。

最初に、2款総務費、1項、1目事務局費で23万6千円の増額です。

1段目の2節給料で、15万4千円の減は、職員2名の異動によるものであります。

次の3節職員手当等54万円の増は、職員の異動と扶養等の異動によるものであります。4節共済費15万円の減は、率の確定によるものでございます。

13節委託料23万円の増は、業務パソコンに係るインターネットセキュリティ対策の強化やグループウェアの導入などに係る設定管理業務の追加であります。

18節の備品購入費の内容を精査し、一部を委託料に振替えて実施するものであります。今回は、 事務局と消防本部分を先行して実施しますが、他の所属においても、それぞれの状況を整理しなが ら、統一的な対応を年度内にできるよう検討して参ります。

下段の、6款諸支出金、3項、1目衛生センター施設整備基金積立金 8万7千円の追加は、浄化槽汚泥処理手数料改正に伴う、歳入の増加分を積立するものであります。8ページをお願い致します。

衛生センターについては、3款衛生費、1項、1目し尿処理費28万2千円の増額で、3節職員手当等で17万6千円の増額で、異動に伴う扶養手当、住宅手当の増となっております。

4節共済費 12万2千円の増は異動と率の確定によるものであります。次の、2目ごみ再生処理費は、4月1日付で1名の職員が係長に昇格したことから、2節給料で11万円、<math>3節職員手当等で10万1千円が増となっています。9ページをお願い致します。

消防本部につきましては、上段の、4款消防費、1項、1目消防本部費4万9千円の減額で、4節 共済費が率の確定に伴う減額のほか13節委託料12万円の増と18節備品購入費の減は事務局費で説明 した内容と同様でございます。

松前消防署につきましては、下段の、2目松前消防署費25万6千円の増額で、4月1日の採用職

員の給料額確定により、2節給料で、12万1千円の増、3節職員手当等は55万9千円の増は、新採用の職員の確定によるもののほか、2名が勤務地異動となったことにより、通勤手当の増、住居手当による増となったものでございます。4節共済費42万4千円の減は率の確定によるものであります。10ページをお願い致します。

福島消防署については、上段の3目福島消防署費1万3千円の増額で、3節職員手当等31万5千円の増で、住居変更による住宅手当の増が主であります。4節共済費30万2千円の減は率の確定に伴うものでございます。

知内消防署については、下段の4目知内消防署費30万7千円の増額で、2節給料15万4千円の減は3名の職員が、昇格時期が精査により変更となったことによるものでございます。4節共済費36万2千円の減は給料額の変更と率の確定によるものでございます。9節旅費84万5千円の増は、行政報告にありました、8月25日に岡山県岡山市で開催される全国消防救助技術大会へ署員5名を派遣する旅費でございます。11ページをお願いします。

木古内消防署については、5目木古内消防署費24万4千円の減額は、4節共済費28万8千円が率の確定によるものでございます。

歳出は以上であります。続きまして、歳入について説明しますので同じく説明資料の。 5ページに お戻りください。歳入です。

1款分担金及び負担金、1項、1目衛生負担金31万5千円の減は、歳出の補正に伴い、按分により1節松前町負担金から4節木古内町負担金の額となります。

下段の2目消防負担金40万1千円の増は、事務局費分と消防本部費分は按分、署費分はそれぞれの構成町からの負担で、1節松前町負担金から4節木古内町負担金の額となります。6ページをお願い致します。

2款使用料及び手数料は条例改正により、1目し尿処理手数料は90万円、2目浄化槽汚泥処理手数料は8万7千円、3目ごみ処理手数料は3万3千円の増額となります。

以上で、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

(「なし」という声あり)

質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

(「なし」という声あり)

討論なしと認め、討論を終わります。採決を行います。

お諮り致します。議案第5号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員であり、議案第5号は可決致しました。

◎議案第6号 財産(松前消防署消防作業車)の取得について

○議長 (溝部幸基)

日程第16 議案第6号 財産(松前消防署消防作業車)の取得についてを、議題と致します。 提案理由の説明を求めます。

小鹿 浩二 事務局長。

○事務局長 (小鹿浩二)

それは、議案の29ページをお開きください。

議案第6号 財産 松前消防署消防作業車 の取得について

次のとおり、財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求める。令和元年7月30日提出、渡島西部広域事務組合管理者。取得する財産及び数量は、松前消防署消防作業車 1台。取得価格は、8百80万円 契約の相手方は、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号 株式会社北海道モリタ 代表取締役 中川 龍太郎 取得の方法は、指名競争入札です。

入札の状況について説明いたしますので、説明資料の12ページをお願いいたします。2の入札状況です。入札については、令和元年7月17日執行しております。内容は、シャシー仕様が、令和元年製 普通四輪自動車ダブルキャブ、ディーゼルエンジン 4WD であります。納入期限は、令和2年3月26日であります。入札書比較価格は、8百1万4900円、予定価格は8百81万6千390円であります。入札は3社で、実施し、株式会社北海道モリタが、入札金額8百万円に消費税等相当額80万円を加算した、8百80万円で落札いたしました。落札率は99.81%でございます。

予定価格は、公表しておりません。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

(「なし」という声あり)

質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

(「なし」という声あり)

討論なしと認め、討論を終わります。採決を行います。

お諮り致します。議案第6号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員であり、議案第6号は可決致しました。

◎議案第7号 財産(木古内消防署高規格救急自動車艤装・資機材)の取得について

○議長(溝部幸基)

日程第17 議案第7号 財産木古内消防署高規格救急自動車艤装・資機材の取得についてを、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

小鹿 浩二 事務局長。

○事務局長(小鹿浩二)

それは、議案の31ページをお開きください。

議案第7号 財産 木古内消防署高規格救急自動車艤装・資機材 の取得について 次のとおり、財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 第3条の規定に基づき議会の議決を求める。令和元年7月30日提出、渡島西部広域事務組合管理 者。

取得する財産及び数量は、木古内消防署高規格救急自動車艤装・資機材一式であります。取得価格は、2千422万2,088円です。契約の相手方は、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号 株式会社北海道モリタ 代表取締役 中川 龍太郎 取得の方法は、指名競争入札です。入札の状況につきまして説明いたしますので、説明資料の13ページをお願いいたします。

2の入札状況です。入札につきましては、令和元年7月17日に執行しています。内容は、JA共済連北海道本部寄贈の高規格救急自動車への艤装及び資機材一式 であります。納入期限は、令和2年3月26日であります。入札書比較価格は、2千228万2097円、予定価格は2千451万306円であります。入札は3社を指名しましたが、1社辞退により、2社で実施し、株式会社北海道モリタが、入札額2千202万80円に消費税等相当額220万2千8円を加算した、2千422万2088円で落札しました。落札率は98.82%でございます。予定価格は、公表しておりません。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

(「なし」という声あり)

質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

(「なし」という声あり)

討論なしと認め、討論を終わります。採決を行います。

お諮り致します。議案第7号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員であり、議案第7号は可決致しました。

◎閉会の議決

○議長 (溝部幸基)

お諮り致します。

以上で、本会議の案件審議は全て終了致しましたので、これをもちまして、令和元年第1回臨時会 を閉会致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

◎閉会宣言

○議長 (溝部幸基)

これをもって閉会致します。どうもご苦労様でした。

(閉会 午前11時00分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝 部 幸 基

署名議員 伊藤幸司

署名議員 又地信也